

議案第 25 号

令和 5 年度狭山市水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和 5 年 2 月 22 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和5年度狭山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度狭山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 給水戸数 | 70,900戸 |
| (2) 年間総給水量 | 16,929,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 46,254 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ① 浄配水施設耐震化事業 | 230,000千円 |
| ② 老朽管更新事業 | 602,742千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|------------|---|-------------|
| 第1款 水道事業収益 | | 3,213,963千円 |
| 第1項 営業収益 | | 2,788,751千円 |
| 第2項 営業外収益 | | 425,211千円 |
| 第3項 特別利益 | | 1千円 |
| | 支 | 出 |
| 第1款 水道事業費用 | | 3,031,726千円 |
| 第1項 営業費用 | | 2,958,823千円 |
| 第2項 営業外費用 | | 70,595千円 |
| 第3項 特別損失 | | 1,308千円 |
| 第4項 予備費 | | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額795,501千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額69,017千円、過年度分損益勘定留保資金487,606千円及び減債積立金238,878千円で補てんするものとする。)

| | 収 | 入 |
|-------------|---|-----------|
| 第1款 資本的収入 | | 532,701千円 |
| 第1項 企業債 | | 390,000千円 |
| 第2項 負担金 | | 6,682千円 |
| 第3項 工事寄附金 | | 65,099千円 |
| 第4項 水道利用加入金 | | 41,593千円 |
| 第5項 設計管理料 | | 5,154千円 |
| 第6項 国庫補助金 | | 24,173千円 |

支 出

| | |
|------------------------|---------------|
| 第1款 資本的支出 | 1, 328, 202千円 |
| 第1項 建設改良費 | 1, 089, 324千円 |
| 第2項 企業債償還金 (債務負担行為) | 238, 878千円 |

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------|---------------------|---------------|
| 公営企業会計システム更新事業費 | 令和5年度から 令和10年度まで | 千円 35, 000 |
| 笹井配水場耐震等改修事業費 | 令和5年度から 令和7年度まで | 884, 000 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-----------|----------------|--------------------|--------------|--|
| 施設改良事業費 | 千円 390, 000 | 普通貸借 又は 証券発行 | 4. 0% 以 内 | 借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。 |
| 計 | 390, 000 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 職員給与費252, 679千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、44, 833千円と定める。